

令和5年度定期監査(2)監査結果報告書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項および第4項の規定により、令和5年度定期監査(2)を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

なお、本監査に当たっては、上野ひろみ前監査委員およびうすい民男前監査委員は令和5年5月29日まで関与し、小泉純二監査委員および石黒たつお監査委員は同年6月9日以降関与した。

記

1 概要

実施時期

令和5年5月9日から同年6月16日までの間において実日数25日間

実施内容

練馬区監査委員監査基準および令和5年度練馬区監査基本計画に基づき、令和4年度の事務事業が法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか等を検証した。

ア 一般的・共通留意事項

- (ア) 現金(収納金、資金前渡金等)、郵券等の金券類の保管および取扱いが適正に行われているか。「公金口座に係る管理方法の変更について(通知)」(平成30年1月23日付け29練会第427号)に基づき、公金口座の管理が適正に行われているか。「練馬区準公金管理ガイドライン」(平成25年11月21日付け25練会第434号)に基づき、準公金に係る現金・預金が適正に管理されているか。
- (イ) 歳入の確保に向けた取組が適切に行われているか。予算の執行が計画的かつ効率的に行われているか。
- (ウ) 契約事務が規則等に従い適正に行われているか。「契約事務の適正な執行について(通知)」(平成30年12月21日付け30練総経第1178号)および「課長契約事務の適正な執行について(通知)」(令和4年1月20日付け3練総経第1876号)が遵守されているか。契約の相手方の選定方法は妥当か。相手方を指定した場合には、積極的かつ排他的な選定理由が明確にされているか。
- (エ) 職員の勤務管理が適切に行われているか。「適正な勤怠管理の確保について(通知)」(令和4年3月22日付け3練総職第1895号)および「超過勤務命令の上限規制等の実施について(通知)」(令和元年7月2日付け1練総職第652号)が遵守されているか。

- (オ) 行政財産および物品について、適正な事務処理のもとに管理が行われ、有効に活用されているか。
- (カ) 個人情報について適正な管理が行われ、関連事務において必要な改善が図られているか。
- (キ) これまでの監査結果や事前チェックシートによる点検結果を踏まえた見直しや改善が行われているか。
- (ク) 「練馬区施設管理マニュアル」(平成22年11月総務部施設管理課)に基づき、施設の管理が適正に行われているか。

イ 重点事項

- (ア) 業務委託等について、仕様書の記述が明確で内容に過不足がなく、それに基づく業務の履行確認が適切に行われているか。その成果について確認が行われているか。区の重要情報や個人情報を取り扱う場合の情報管理について、事業者(再委託先、再々委託先等を含む。)に対する指導監督等が適切に行われているか。
- (イ) 財政援助団体等(補助金交付団体、出資団体、指定管理者)の担当部署において、要綱等に基づき補助金が適正に交付され、その効果について検証がされているか。基本協定等に基づく指定管理業務の履行確認が報告書等により適切に行われているか。財政援助団体等に対する指導監督等が適切に行われているか。

対象部課等

ア 教育振興部

- (ア) 教育総務課
- (イ) 教育施策課
- (ウ) 学務課
- (エ) 学校施設課
- (オ) 保健給食課
- (カ) 教育指導課
- (キ) 学校教育支援センター(以下の施設を含む。)
 - ・学校教育支援センター光が丘第一分室
- (ク) 光が丘図書館(以下の施設を含む。)
 - ・練馬図書館

イ こども家庭部

- (ア) 子育て支援課(以下の施設を含む。)
 - ・児童館3館
 - 北町はるのひ(併設学童クラブを含む。)
 - 三原台(併設学童クラブを含む。)
 - 光が丘なかよし
 - ・学童クラブ2か所

早宮さくら学童クラブ、豊玉学童クラブ

・ねりっこクラブ5か所

立野小、田柄小、上石神井小、八坂小、開進第一小

(イ) こども施策企画課

(ウ) 保育課（以下の施設を含む。）

・保育園10園

田柄、春日町第二、北大泉、光が丘第三、光が丘第七、豊玉、

田柄第二、光が丘、桜台第二、早宮

(エ) 保育計画調整課

(オ) 青少年課

(カ) 子ども家庭支援センター（以下の施設を含む。）

・地域子ども家庭支援センター練馬

2 監査結果

監査の結果、適正に行われていた。

なお、産業廃棄物処理の委託方法および直営保育園における週休日の指定について、適切ではない事例が見受けられたので、監査事務局長から関係職員に対して改善策を講じるよう要請する。

その他、事務処理等における軽易な誤りについては、関係職員等にその都度口頭で改善を指導した。